

▶ 流山市 自転車駐車場条例の一部を改正する条例(案) 概要版

▶ 改正(案)

① 受け入れ車両の拡大

- 新たに小型バイク(50-125cc)、中型バイク(125-400cc)の受け入れを行います。

種類	原付※1	小型バイク	中型バイク		大型バイク
排気量	～50cc	50～125cc	125～250cc	250～400cc	400cc～
定格出力	～0.6kW	～1kW	区分なし	～20kW	20kW～
区分※2	原動機付自転車	普通自動二輪車			大型自動二輪車
改正前	○	×	×	×	×
↓					
改正後	○	○	○	○	×

② 使用料の見直し

▼定期使用料（1年間・1台あたり）

- 高校生以下の自転車は、自転車 一般の半額とします。
- 新たに受け入れる小型バイク・中型バイクの使用料を定めます。
- 原付・小型バイクは自転車一般の1.6倍、中型バイクは2倍を基本として設定します。

施設名	改正後			改正前	
	自転車 一般	原付 小型バイク	中型バイク (400ccまで)	自転車 一般	原付
① 流山駅東側 ー 流山駅西側第1（廃止）	2,400円	3,840円	4,800円	3,142円	6,285円
② 流山駅西側					ー
③ 平和台駅第1					6,285円
④ 平和台駅第2					
⑤ 鰯ヶ崎駅					
⑥ 運河駅西口 ー 運河駅東口第1（廃止）	6,000円	9,600円	12,000円	5,028円	10,056円
⑦ 運河駅東口					
⑧ 運河堤防	4,800円	7,680円	ー	7,542円	ー
⑨ 江戸川台駅東口(1階)	9,600円	ー	ー		ー
⑩ 江戸川台駅東口(2階)	7,800円	ー	ー		ー
⑪ 江戸川台駅東口第1	6,000円	9,600円	12,000円	5,028円	10,056円
⑫ 江戸川台駅東口第2					
⑬ 江戸川台駅西口(1階)	9,600円	ー	ー	7,542円	ー
⑭ 江戸川台駅西口(2階)	7,800円	ー	ー		ー
⑮ 江戸川台駅西口第1	6,000円	9,600円	12,000円	5,028円	10,056円
⑯ 江戸川台駅西口第2					
⑰ 初石駅東側第1	6,000円	ー	ー	5,028円	ー
⑱ 初石駅東側第2		9,600円	12,000円		10,056円
⑲ 初石駅東側第3		ー	ー		ー
⑳ 初石駅西側		ー	ー		ー

② 使用料の見直し

▼一時使用料

- 定期使用料と同様、原付・小型バイクは自転車の1.6倍、中型バイクは2倍とします。
- 回数券制度を廃止し、一時使用券をまとめて販売する方式とします。

一時使用券			1台1日あたりの使用料	
改正後			改正前	
自転車	原付・小型	中型	自転車	原付
120円	200円	240円	103円	208円

※原付…原動機付自転車（50cc以下）
※小型…総排気量 50～125ccの小型バイク
※中型…総排気量125～400ccの中型バイク

※ 新たに使用券の期限を定めます。（使用期限は購入した日から1年間と設定）

③ 無料開放日の拡大

無料開放日に土曜日を追加

【無料開放日】

- 日曜日
- 祝日
- 年未年始
(1/2、1/3、12/29～12/31)
- 土曜日 **追加**

④ 免除対象の拡大

使用料の免除対象を下記のとおり拡大

- 生活保護受給者及びその家族
- 身体障害者手帳の交付を受けている者
- 療育手帳の交付を受けている者
- 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

- ひとり親家庭 **追加**
(児童扶養手当の認定を受けている者とその家族)
- 難病指定を受けている者
(特定医療費(指定難病)受給者証の交付を受けている者)
- 運転免許証を返納した75歳以上の者

（参考）特定小型原動機付自転車について

令和5年7月より道路交通法が改正され、一定の要件を満たす電動キックボード等が、特定小型原動機付自転車として定められました。

16歳以上であれば、免許証がなくても乗ることが可能で、車道又は自転車道を通行しなければなりません。

公道を走行する場合は、以下①～③が必要です。

① 保安基準への適合が必要



■主な基準項目

② ナンバープレートが必要

公道を走行するためには、ナンバープレートが必要です。



通常の原付よりも小型化！

③ 自賠責保険への加入が必要

特定小型原動機付自転車の交通ルールはこちらから

【警察庁ウェブサイト】
<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/anken/tokuteikogata.html>



警察庁HPより